

令和6年 第21回 川口市教育委員会定例会

日 時 令和6年12月6日(金)
午後3時30分
場 所 川口市教育委員会室

日 程

1 開 会

2 点 呼

3 前回会議録の承認

- (1) 第20回川口市教育委員会定例会会議録

4 教育長報告

- | | | |
|--|---|-----|
| (1) 12月行事予定について | — | 1 |
| (2) 川口市学校運営協議会委員の解嘱について | — | 5 |
| (3) 令和6年度第71回埼玉県学校歯科保健コンクール表彰校について | — | 6 |
| (4) 令和6年度埼玉県学校保健・学校安全・学校給食優良学校及び努力学校について | — | 7 |
| (5) 川口市部活動地域移行推進協議会の中間報告について | — | 当日3 |
| (6) 部活動地域移行「令和6年度モデル事業」について | — | 当日4 |

5 協議事項

6 議 事

- | | | |
|--|---|---------|
| 議案第121号 川口市立高等学校通則の一部を改正する規則について | — | 8 |
| 議案第122号 川口市学校運営協議会委員を委嘱することについて | — | 10 |
| 議案第123号 教職員の人事の内申について | — | 当日1 (秘) |
| 議案第124号 専決処分承認について(12月市議会に係る議案の原案決定について【条例議案】) | — | 当日2 (秘) |

7 その他

8 閉 会

教育長報告（1）

令和6年 12月 行事予定表

日曜日	教育総務課	生涯学習課	文化財課	中央図書館	科学館	スポーツ課	日曜日
1日		安行公民館地区文化祭				第42回 川口マラソン大会 (7:40 青木町公園総合運動場)	1日
2月					休館日		2月
3火		市民大学「日本の食文化を考える」③ (10:00 芝富士公民館)	オンライン歴史教室 (8:30 戸塚南小学校) 歴史教室出前授業(13:35 朝日西小学校)		来館(柏市立名戸ヶ谷・西東京市立碧山・ 入間市立狭山小学校)		3火
4水					来館(わかゆり学園、 鶴ヶ島市立栄・入間市立藤沢東小学校)		4水
5木		市民大学「多文化共生について考える」③ (14:00 芝西公民館)	オンライン社会科見学 (10:00 見沼通船堀)		来館(三郷市立立花・伊奈町立小針北・ 蕨市立東小学校)		5木
6金	教育委員会定例会 (15:30 教育委員会室)	市民大学「自彊術体操」④ (14:00 里公民館)	歴史教室出前授業 (9:35 青木中央小学校)	おさなごのおはなし会 (11:00 前川図書館)	来館(伊奈町立小針北小学校) 講師派遣(西中学校)		6金
7土		市民大学「見沼の歴史と伝説の謎講座」③(10:00 青木東公民館) 川口市民大学公開講座(13:30 南平文化会館) 市民大学「現代社会における「情報」の読み方」④(14:00 西公民館)		おはなし会 (14:30 中央を除く全館)	休館日(SKIPシティA1棟停電)		7土
8日				クリスマスおはなし会 (14:00 メディアセブン)	休館日(点検作業日) 天文台特別ライブ配信「土星食を見よう！」 (18:00 天文台)		8日
9月					休館日		9月
10火	12月市議会定例会 一般質問	市民大学「日本の食文化を考える」④ (10:00 芝富士公民館)	歴史教室出前授業 (9:45 仲町小学校)		休館日(特別整理期間)		10火
11水	12月市議会定例会 一般質問				休館日(特別整理期間)		11水
12木	12月市議会定例会 一般質問	市民大学「多文化共生について考える」④ (14:00 芝西公民館)		親子で楽しむ絵本とわらべうた (10:30 戸塚図書館) おはなしじゅうたん(10:30 鳩ヶ谷図書館)	休館日(特別整理期間)		12木
13金	12月市議会定例会 一般質問		歴史教室出前授業 (9:35 戸塚小学校)	クリスマスおはなし会 (10:30 新郷図書館) おはなし会(11:00 芝北文庫)	休館日(特別整理期間)		13金
14土		市民大学「見沼の歴史と伝説の謎講座」④ (10:00 青木東公民館)		クリスマスおはなし会(11:00 前川図書館、 14:30 新郷・横曽根図書館) おはなし会(14:30 前川・戸塚・鳩ヶ谷図書館)	特別展「科学の眼を持った天才」(～2月11日)(展示)、特別ワークショップ「風力モーターカーを作ろう」(12:00 展示) プラネタリウム新番組「いのちの源」投影開始(プラネ)、特別投影「クリスマス」 (子ども(小学校低学年)向け)(15:30 プラネ)、夜間観測会「月(月齢13.1)」(17:30 天文台)		14土
15日					特別投影「クリスマス」 (子ども(小学校低学年)向け) (15:30 プラネ)		15日

日	曜日	教育総務課	生涯学習課	文化財課	中央図書館	科学館	スポーツ課	日	曜日
16	月	12月市議会定例会 一般質問				休館日		16	月
17	火			木曾呂小学校校外授業受入 (9:30 郷土資料館)	わらべうたとえほんの会 (11:00 メディアセブン)	来館(芝西中学校陽春分校、 東川口幼稚園、江東区立東砂・ 野田市立東部・川越市立川越西小学校)		17	火
18	水	環境経済文教常任委員会		木曾呂小学校校外授業受入 (9:30 郷土資料館)		来館(富士見市立勝瀬・春日部市立小洞・ 越生町立越生・越生町立梅園・ 和光市立下新倉小学校)		18	水
19	木	教育委員会定例会 (13:30 教育委員会室)		歴史教室出前授業 (9:40 里小学校)		来館(川口幼稚園) 科学出張教室(舟戸幼稚園)		19	木
20	金					来館(さいたま市立大砂土小学校、 小鳩ナーサリースクール)		20	金
21	土			わらべうたであそぼう(11:00 横曽根図書館) クリスマスおはなし会(14:00 前川・戸塚図書館、14:30 鳩ヶ谷図書館) おはなし会(14:30 新郷・横曽根図書館)		特別ワークショップ「風と旅するタネの標本と模型作り」(12:00 展示) 特別投影「クリスマス」(一般(大人)向け)(15:30 プラネ) 中高生向け特別イベント「星空ゴロゴロ」(18:00 天文台)		21	土
22	日			つくばみらい市、伊奈町、川口市「伊奈氏 ゆかりの地」歴史・文化的交流に関する協定 特別企画事業 (13:00 つくばみらい市)		星空リラクゼーション「クリスマスの星空」 (15:30 プラネ)		22	日
23	月					休館日		23	月
24	火	12月市議会定例会 閉会			クリスマスおはなし会 (15:00 芝園分室)			24	火
25	水				クリスマスおはなし会 (14:00 芝北文庫)			25	水
26	木				親子で楽しむ絵本とわらべうた (10:30 戸塚図書館) おはなしじゅうたん(10:30 鳩ヶ谷図書館)	科学ものづくり教室「プログラミング講座」 (11:30 展示)		26	木
27	金	仕事納め				科学ものづくり教室「プログラミング講座」 (11:30 展示)		27	金
28	土		年末年始休館(～1月4日) (各公民館・中央ふれあい館・ 生涯学習プラザ・南平文化会館)	年末年始休館(～1月3日) (郷土資料館・歴史自然資料館) 耐震補強工事による休館(～未定)(旧田中家住宅)	年末年始休館(～1月4日)(各文庫) おはなし会(14:30 中央を除く全館)	特別ワークショップ「きれいな プリズムを作ろう」(12:00 展示) 夜間観測会「木星」(18:00 天文台)	年末年始休所(体育武道センター:～1月3日、 東・西・新郷・芝・安行・鳩ヶ谷スポーツセンター:～1月4日) プール休止(新郷:～1月5日、東・安行:～1月6日、西スポーツセンター:～1月7日)	28	土
29	日				年末年始休館(～1月4日) (中央図書館・メディアセブン・ 各地域図書館・分室)	年末年始休館 (～1月3日)	年末年始休所 (青木町公園総合運動場、戸塚スポーツセンター:～1月3日) プール休止(戸塚スポーツセンター:～1月5日)	29	日
30	月							30	月
31	火							31	火

令和6年

12月

行事予定表

日	曜日	庶務課	学務課	指導課	学校保健課	市立高等学校	日	曜日
1	日			第17回川口こども造形展 (10:00 イオンモール川口)(~7日)			1	日
2	月						2	月
3	火				川口市学校給食献立委員会 (新郷・南平学校給食センター、自校調理中学校) (15:30 第二庁舎地階第1会議室)		3	火
4	水			教育センターチャレンジサイエンス(10:00 教育研究所) 第57回特別支援学級合同作品展 (10:00 アートギャラリーアトリア)(~8日)	川口市学校給食献立委員会 (元郷学校給食センター調理中学校) (15:30 元郷学校給食センター)		4	水
5	木				川口市学校給食献立委員会 (元郷学校給食センター調理小学校) (15:30 元郷学校給食センター)		5	木
6	金				川口市学校給食献立委員会 (新郷・南平学校給食センター調理小学校) (15:30 第二庁舎地階第1会議室)		6	金
7	土						7	土
8	日						8	日
9	月						9	月
10	火				川口市学校給食献立委員会(自校調理小学校) (15:30 第二庁舎地階第1会議室)		10	火
11	水			第3回就学支援委員会専門部会(13:00 教育研究所) 教育センターチャレンジサイエンス(朝日) (10:00 朝日教室)			11	水
12	木						12	木
13	金			川口市立小中学校5年次研修閉講式 (9:15 SKIPシティ)			13	金
14	土						14	土
15	日						15	日

日	曜日	庶務課	学務課	指導課	学校保健課	市立高等学校	日	曜日
16	月						16	月
17	火		月例校長協議会 (10:00 教育研究所)				17	火
18	水			第3回就学支援委員会 (13:00 教育研究所)			18	水
19	木				川口市学校給食食品等選定委員会(14:30 南平学校給食センター) 市長表敬訪問(安行中学校文部科学大臣賞受賞報告)(16:00 市長公室) 新学校給食センター建設に係る説明会(18:00 神根東公民館)		19	木
20	金			第18回いじめゼロサミット (14:30 青木会館)	小中学校給食終了 新学校給食センター建設に係る説明会 (18:00 安行東公民館)		20	金
21	土				新学校給食センター建設に係る説明会 (10:00、14:00 安行東公民館)		21	土
22	日						22	日
23	月						23	月
24	火		2学期終業式			全日制終業式(9:40 市立高等学校) 定時制終業式(17:00 市立高等学校)	24	火
25	水		冬季休業(～1月7日)			全日制・定時制冬季休業(～1月7日)	25	水
26	木			川口市小学生Englishパフォーマンスコンテスト (9:00 市立高等学校)			26	木
27	金						27	金
28	土						28	土
29	日						29	日
30	月						30	月
31	火						31	火

教育長報告（2）

川口市学校運営協議会委員の解嘱について

（1）川口市立戸塚西中学校

氏名	委嘱年月日	規則第6条関係	解嘱年月日
野条 陽一	令和6年4月1日	戸塚スポーツセンター所長	令和6年11月30日
小林 和陽	令和5年4月3日	主幹教諭	令和6年11月30日

教育長報告（3）

令和6年度第71回埼玉県学校歯科保健コンクール表彰校について

1 最優秀校（6校）

小 学 校（3校）	中 学 校（3校）
羽生市立新郷第一小学校 宮代町立東小学校 上尾市立大谷小学校	加須市立加須平成中学校 上尾市立大谷中学校 川口市立安行中学校

2 優秀校（12校）

小 学 校（6校）	中 学 校（6校）
羽生市立手子林小学校 蓮田市立黒浜小学校 熊谷市立成田星宮小学校 羽生市立羽生北小学校 川口市立青木中央小学校 川口市立差間小学校	深谷市立明戸中学校 宮代町立須賀中学校 加須市立加須西中学校 羽生市立西中学校 熊谷市立富士見中学校 幸手市立西中学校

3 優良校（45校）

小 学 校（36校）	中 学 校（9校）
川口市立朝日東小学校 川口市立桜町小学校 川口市立並木小学校 川口市立安行小学校 川口市立戸塚南小学校 (他県内31校)	川口市立在家中学校 川口市立南中学校 川口市立里中学校 (他県内6校)

4 入選校（155校）

小 学 校（109校）	中 学 校（46校）
川口市立飯塚小学校 川口市立十二月田小学校 川口市立慈林小学校 (他県内106校)	川口市立北中学校 (他県内45校)

5 年間努力校・PTA活動優秀校（31校）

年間努力校（18校）	PTA活動優秀校（13校）
川口市立領家小学校 (他県内17校)	川口市立新郷南小学校 (他県内12校)

※ 該当校については、令和7年1月30日（木）に、さいたま市文化センターで開催される「令和6年度第71回埼玉県学校歯科保健コンクール表彰式」にて表彰される予定です。

教育長報告（４）

令和６年度埼玉県学校保健・学校安全・学校給食優良学校及び努力学校について

学 校 保 健 （ ８ 校）	
優 良 学 校 （ ４ 校）	努 力 学 校 （ ４ 校）
川口市立桜町小学校	上尾市立大谷小学校
川口市立差間小学校	川口市立青木中央小学校
さいたま市立大牧小学校	幸手市立さかえ小学校
川口市立岸川中学校	川口市立安行中学校

学 校 安 全 （ ９ 校）	
優 良 学 校 （ ４ 校）	努 力 学 校 （ ５ 校）
川口市立領家小学校	川口市立南平幼稚園
幸手市立吉田小学校	川口市立芝小学校
さいたま市立道祖土小学校	川口市立里小学校
さいたま市立川通中学校	川口市立上青木南小学校
	さいたま市立大宮国際中等教育学校

学 校 給 食 （ １ ０ 校）	
優 良 学 校 （ ４ 校）	努 力 学 校 （ ６ 校）
川口市立辻小学校	川口市立戸塚南小学校
川口市立鳩ヶ谷小学校	川口市立飯塚小学校
戸田市立戸田第二小学校	羽生市立新郷第一小学校
幸手市立西中学校	さいたま市立宮前小学校
	川口市立里中学校
	志木市立志木中学校

※該当校については、令和７年１月２２日（水）に、さいたま市文化センターで開催される「令和６年度埼玉県学校健康教育推進大会」にて表彰される予定です。

議案第121号

川口市立高等学校通則の一部を改正する規則について
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和6年12月6日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

川口市立高等学校通則の一部を改正する規則

川口市立高等学校通則（昭和47年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「1, 160」を「1, 200」に、「260」を「240」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

川口市立高等学校通則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

川口市立高等学校附属中学校から進級する生徒を受け入れること等のため、令和7年度の生徒定員に関し所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 全日制普通科の生徒定員を現行の1,160名を1,200名とするもの。
- (2) 定時制総合学科の生徒募集人員を前年度と同数の60名とすることから、全体の生徒定員を現行の260名を240名とするもの。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行するもの。

4 予算措置

不要

5 その他

- (1) 根拠法令又は関係法令
なし
- (2) パブリック・コメント
不要

川口市立高等学校通則の一部を改正する規則案新旧対照表
 ○ 川口市立高等学校通則（昭和47年教育委員会規則第6号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
課程	学科	男・女・ 共学の別	生徒定員	課程	学科	男・女・ 共学の別	生徒定員
全日制	理数科	共学	120	全日制	理数科	共学	120
	普通科	共学	<u>1,200</u>		普通科	共学	<u>1,160</u>
定時制	総合学科	共学	<u>240</u>	定時制	総合学科	共学	<u>260</u>
備考（略）				備考（略）			

議案第122号

川口市学校運営協議会委員を委嘱することについて

川口市学校運営協議会委員に次の者を委嘱するため、川口市学校運営協議会規則(平成21年教育委員会規則第1号)第6条の規定により議決を求める。

記

1 委嘱をする者

(1) 川口市立戸塚西中学校

No.	氏名	規則第6条関係
1	鎌塚 尚紀	戸塚スポーツセンター所長
2	坂田 七重	戸塚地区主任児童委員
3	大熊 良太	あすばる所長

2 任期

令和6年12月6日から令和8年3月31日まで

令和6年12月6日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

川口市部活動地域移行推進協議会 (中間報告【概要】)

背景

- ◇ 学校部活動を通じて、生涯にわたってスポーツや文化に親しむ能力・態度の育成、共通の目標に向かって努力する過程を通して顧問と生徒、生徒同士の信頼関係の深まり、学校全体の活性化や技能向上、発展に重要な役割を果たしてきた。
- ◇ 平成30年にスポーツ庁及び文化庁が部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定して以降、学校における働き方改革などの観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とすべきとの見解が示された。
- ◇ 令和2年、スポーツ庁及び文化庁は、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることを示し、令和4年6月及び8月には、具体的な方策について、スポーツ庁及び文化庁に設置した部活動の地域移行に関する検討会議から提言が示された。

課題

- 地域クラブ活動を統括する組織の必要性
- 「平日」と「休日」の活動等のすみ分け
- 運動系と文化芸術系の部活動が抱える課題の格差
- 学校施設・設備の使用の条件整理
- 大会・コンクール等の在り方 ● 広報・周知
- 経済的に困窮する家庭への支援

国・県の動向

- (国)
 - ・ 「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」平成30年 (スポーツ庁・文化庁)
 - ・ 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」令和4年12月 (スポーツ庁・文化庁)
 - ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」(県)
 - ・ 「埼玉県地域クラブ活動推進計画」令和6年3月

川口市の取組～令和4年度・令和5年度～

- 部活動の3つの適正化 (任意加入、部活動教、部活動時間)
- 1回目の実態調査の実施 (教職員、保護者対象)
- 国や県の方向性を受け、市の方向性について協議

川口市の取組～令和6年度 理念・基本方針～

★理念★ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」

～川口の子供たちが多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる、

川口のポテンシャルを生かした持続可能な地域クラブ活動へ～

★基本方針★

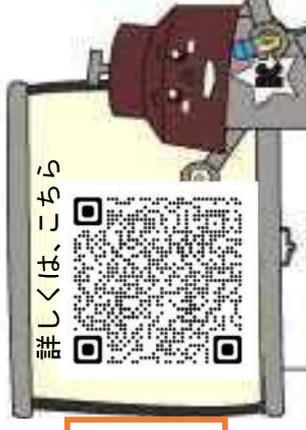
- <方針1> 既存の地域クラブや少年団等の「数のポテンシャル」を生かした活動を推進する
- <方針2> 子供が、生涯にわたってスポーツや文化芸術活動に親しむことができる環境を整備する
- <方針3> 地域クラブ活動の情報を広く市民に周知する
- <方針4> 子供・保護者・教職員等、それぞれの思いを反映させた地域クラブ活動とする

★移行スケジュール★

休日の学校部活動の地域クラブ活動へ移行する時期として、

令和9年9月 (2027年9月)

を想定中。



中間報告

令和6年10月1日

川口市部活動地域移行推進協議会

目 次

1. はじめに	1
2. 部活動地域移行の背景と課題	
(1) 部活動地域移行の情勢	2
(2) 学校部活動の位置づけ（学習指導要領 等）	3
(3) 教職員の働き方改革	
(4) 地域移行を進めるにあたり障壁となっている課題	4
3. 川口市におけるこれまでの部活動地域移行に関する検討の経緯	
(1) 令和4年度	5
(2) 令和5年度	6
4. 川口市における地域クラブ活動の実施に向けて	
(1) 基本理念	7
(2) 基本方針	8
(3) 基本構想イメージ	9
(4) 組 織	11
(5) 移行スケジュール	13
(6) 文化芸術系部活動の地域移行に向けた検討方針	14
5. 今後の取組	
(1) 実施調査（アンケート調査）	15
(2) モデル事業	16
6. 令和6年度川口市部活動地域移行推進協議会委員名簿	17

1 はじめに

地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる

部活動は、学校において計画する教育活動で、顧問教師の指導の下、興味と関心を持つ同好の生徒で組織し、部員同士の切磋琢磨や自己の能力に応じてより高い水準の技能や記録に挑戦する中で、活動の楽しさや喜びを味わう自主的・自発的活動です。活動を通じて、生涯にわたってスポーツや文化に親しむ能力・態度の育成、共通の目標に向かって努力する過程を通して顧問と生徒、生徒同士の信頼関係の深まり、学校全体の活性化や技能の向上、発展に重要な役割を果たしてきました。

令和4年12月にスポーツ庁・文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において、中学校の休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めると示され、令和5年度から令和7年度までの3年間を国が改革推進期間と位置付けております。これを受け、本市では、休日の部活動の地域移行に向けて、令和4年度より部活動地域移行推進協議会を中心に協議を進めて参りました。しかしながら、今まで学校部活動の果たしていた役割の大きさや、教師の働き方改革、大会の在り方、受け皿となる団体の確保、活動場所の連携・調整、指導者の確保などの多岐にわたる課題があり、なかなか思うように進んでいないのが現状です。これらの課題を解決するためには、市内全体を統一した基準やルールに基づき、地域クラブ活動を統括する組織の設置が必要であると考えます。

これまで学校部活動で担ってきた役割は大変大きく、休日の学校部活動の地域移行は簡単ではありません。しかし、今後、休日は学校部活動ではなく、地域クラブ活動として活動していくこととなります。「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」理念のもと、川口の子供たちが多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむために、60万人都市である本市のスケールメリットやスポーツや文化芸術活動を愛好する人の多さや、多数の地域クラブが存在する本市のポテンシャルを生かした持続可能な仕組みづくりを検討してまいります。

そこで、本市では現在まで協議してきたことを踏まえ、今後の部活動地域移行の在り方を中間報告の形でまとめました。

令和9年9月を目途に休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行推進に向けて議論し、可能なものから、段階的に進めて参りたいと考えます。子供たちが地域クラブ活動で活発に活動することが、地域活性化にもつながると考えます。市民の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

2 部活動地域移行の背景と課題

(1) 部活動地域移行の情勢について

【国・県の動向】

平成30年にスポーツ庁及び文化庁が部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定して以降、平成31年度・令和元年度に、中央教育審議会や国会から、学校における働き方改革などの観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とすべきとの見解が示された。

これを受け令和2年、スポーツ庁及び文化庁は、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることを示し、令和4年6月及び8月には、これらの具体的な方策について、スポーツ庁及び文化庁に設置した部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示された。

令和4年12月には、提言を踏まえた「部活動の地域連携」並びに「地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動」への移行に向け、平成30年のスポーツ庁及び文化庁のガイドラインを統合し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(以下「国のガイドライン」という。)が示された。

国のガイドラインでは、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するという観点に立ち、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」として位置づけ、段階的に部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツ・文化芸術クラブ活動への移行に取り組み、部活動が地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指すとしている。

県は、以上の動向を受け、国のガイドラインを踏まえ、令和6年3月に「埼玉県地域クラブ活動推進計画」を策定し、県内公立中学校の休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行推進へ向け、「関係団体等との連携」や「県民への情報発信」「指導者の確保」「市町村の取組の支援」等の取組を開始している。

本市においても、令和4年度より「川口市部活動の在り方に関する検討委員会」を立ち上げ、令和5年度より「部活動地域移行推進協議会」に名称変更し、学校部活動の在り方やその地域移行に向けて、検討や調査研究、協議を重ねてきた。

これまで、学校教育の一環として行われてきた部活動を取り巻く環境は、進展する少子化や学校の働き方改革の推進を背景に大きく変化している。そのような中、10年、20年先を見据え、子供たちが生涯にわたりスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を実現するためには、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。

(2) 学校部活動の位置づけ(学習指導要領等)について

学校部活動は、「中学校学習指導要領」において、教育課程外の活動でありながら、学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら実施するものと位置づけられている。

また、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育の目指す資質・能力の育成に資するとともに、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりすることができる活動ともされている。

しかし、全国的に少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、本市においても、人数不足により学校単独でチームを組むことができなかつたり、地区の中学校にやりたい部活動がないために、本来の学区ではない学校へ指定校変更を行ったりする状況が生じており、その存続が危ぶまれている。

(3) 教職員の働き方改革について

学校部活動は、これまで学校教育活動の一環として、休日の活動を含めて、部活動顧問である教員による献身的な勤務によって支えられてきた経緯があり、中学校における教員の長時間勤務の一因ともなっている。

県教育委員会の調査によると、県内市町村立中学校においては、近年学校で進められている教職員の働き方改革によって、時間外在校等時間が、過労死ラインとされる「月80時間」を超える教員の割合は徐々に減少傾向ではあるが、労働基準法における残業時間の上限である「月45時間、年間360時間」を超える教職員の割合は依然として高い割合となっている。

【令和4年度6月】	(比較)	【令和5年度6月】
①月 45時間超：65.0%		①月 45時間超：56.7%
②月 80時間超：17.0%		②月 80時間超：9.0%
【令和4年度】		【令和5年度】
③年間360時間超：71.3%		③年間360時間超：—(未公開)

また、学校の状況によっては、教員の希望や専門性の有無などに関わらず、部活動顧問を担う必要が生じるなど、特に指導経験がない教員にとっては大きな負担となっているケースがある。

さらに、平日の放課後や休日の活動においては、活動時間の多くが、教員の勤務時間外に行われている状況にあり、その在り方の見直しが求められている。

本市中学校においても、少子化によって生徒数が減少し、それに伴って教員数も年々減少傾向にあるが、部活動数は大きく変わっておらず、その分教員一人一人にかかる負担が増している。現在、運動部、文化部併せて約470の学校部活動が存在しているが、そのうち約3割が単独顧問であり、中には複数の部活動を掛け持ちしている教員も少なくない。

このような状況を受け、「部活動の適正化」や「教員の負担軽減」に向けて、以前より先進的に取り組んできている中学校の事例を参考とし、令和5年度より市内全中学校の部活動を「任意加入制」とした。さらに、学校部活動を「平日の勤務時間内に実施すべきもの」と捉え、令和6年度より段階的に「部活動の勤務時間内実施」に取り組み、今後は、平日の勤務時間外や休日において、教員が学校部活動の指導等に携わることがないように是正していく。

(4) 地域移行を進めるにあたり障壁となっている課題について

学校部活動の地域移行に向けて、課題は山積している。「川口市部活動地域移行推進協議会」での協議も踏まえ、以下の通り整理する。

①地域クラブ活動を統括する組織の必要性

- ・今後、地域クラブ活動を進めていくにあたり、市内の地域クラブ活動を統括する組織の設置が必要である。統括組織が、活動場所の振り分けや指導者の確保補助、研修実施等を行い、指導の質を確保する必要がある。

②「平日」と「休日」の活動等のすみ分け

- ・当面の間、休日の学校部活動の移行から推進するため、「平日は学校部活動」、「休日は地域クラブ活動」という状況が生まれる。休日が平日の学校部活動の延長とならないよう、指導者の意識改革を進めるとともに、保険の適用や活動条件等において、適正なすみ分けを図る必要がある。

③運動系と文化芸術系の学校部活動が抱える課題の格差

- ・運動系の学校部活動と吹奏楽部等を含む文化芸術系の学校部活動では、様々な点において抱える課題が異なる。今後の地域移行に向けて、双方の取扱いを分けながら検討、協議をする必要がある。

④学校施設・設備の使用にあたっての条件整理

- ・休日の地域クラブ活動については、学校の施設・設備を使用することが想定される。学校での活動を許可していくにあたり、一定の条件やルールを定める必要がある。また、学校の状況によっては、施設・設備の修繕等整備が必要となる場合もある。

⑤従前の大会・コンクール等の在り方

- ・大会やコンクール等の在り方が、学校部活動の地域クラブ移行に大きく影響してくる。学校部活動が平日に限る活動となった場合、大会やコンクール等に向けた準備が不十分となることが想定される。今後、中学校体育連盟や各コンクールの主催団体等に対し、検討、協議するよう働きかける必要がある。

⑥地域移行に向けた取組に関する広報・周知

- ・学校部活動や地域クラブ活動の今後について、児童生徒や保護者、地域住民に向けた広報・周知がとても大切となる。定期的かつ細かな情報発信によって、理解を得ながら進めていく必要がある。

⑦児童生徒・保護者・教職員の実態把握

- ・児童生徒や保護者、教職員等の思いを反映させた地域クラブ活動とする必要がある。改めて、実態や考えを明らかにするためにアンケート調査を実施する必要がある。

⑧経済的に困窮する家庭への支援

- ・地域クラブ活動については、原則、受益者負担となるが、経済的に困窮する家庭に対しての支援策を検討する必要がある。

3 川口市におけるこれまでの部活動地域移行に関する検討の経緯

(1) 令和4年度

名称	川口市部活動の在り方に関する検討委員会
委員 ◎委員長	◎学校教育部長、川口市 PTA 連合会会長、川口市スポーツ協会会長、川口市スポーツ少年団本部長、川口市スポーツ少年団副本部長、中学校校長会長、中学校体育連盟会長、中学校文化部代表校長、小学校校長会長、小学校体育連盟会長、生涯学習課長、スポーツ課長、庶務課長、学務課長、指導課長、学務課主幹、指導課主幹
会議開催日	①令和4年 7月 ②令和4年10月 ③令和4年12月 ④令和5年 2月
会議内容	<p><第1回></p> <ul style="list-style-type: none"> ○国の部活動地域移行の方向性について ○今後の方向性と検討事項について ○市内中学校教員へのアンケート調査結果について ○意見交換 <p><第2回></p> <ul style="list-style-type: none"> ○国や県の動向について ○部活動全員加入制の見直しについて ○受け皿の確保について <p><第3回></p> <ul style="list-style-type: none"> ○本市の地域移行の方向性について ○モデル事業について ○段階的な移行に向けて <p><第4回></p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域移行に関する今後の見通しについて ○保護者アンケートの結果について
まとめ	令和4年度は、「部活動の在り方に関する検討委員会」という名称の委員会を設置し、部活動の地域移行について協議を行ってきた。全4回の会議を通して、委員の方々と部活動地域移行における国や県の見通しを確認し、多くの課題を共有することができた。しかし、部活動地域移行に関する課題の多さから、本市の方向性などについて明確に決定することはできなかった。

全4回の「令和4年度会議内容」については、「川口市教育委員会 指導課 HP（ホームページ）」も参照ください。右のQRコードを読み込むとご覧いただけます。



(2) 令和5年度

名称	川口市部活動地域移行推進協議会
委員 ◎委員長	◎学校教育部長、川口市 PTA 連合会会長、川口市スポーツ協会会長、川口市スポーツ少年団本部長、川口市スポーツ少年団副本部長、川口市スポーツ協会事務局長、川口市スポーツ少年団育成部長、中学校校長会長、中学校体育連盟会長、中学校運動部代表校長、中学校文化部代表校長、小学校校長会長、小学校体育連盟会長、中学校体育連盟理事長、生涯学習課長、スポーツ課長、庶務課長、学務課長、指導課長、学務課主幹、指導課主幹
会議開催日	①令和5年 7月21日(金) ②令和5年10月19日(木) ③令和5年12月25日(月) ④令和6年 3月 5日(火)
会議内容	<p><第1回></p> <ul style="list-style-type: none"> ○本推進協議会について ○国や県の方針の確認について ○本市のこれまでの取組について ○今後の方針について ○「一般社団法人 STAND FOR BASEBALL 川口」(以下、SFB)の事例について ○SFBの事業について <p><第2回></p> <ul style="list-style-type: none"> ○第1回の内容について ○国や県の動向について ○検討事項について <p><第3回></p> <ul style="list-style-type: none"> ○部活動数の適正化案の検討 ○部活動数の適正化のスケジュールの検討 ○適切な顧問配置基準の検討 <p><第4回></p> <ul style="list-style-type: none"> ○今後の方向性、移行していくための形、運営事務局等について ○施設利用、兼職兼業について ○部活動の適正化や大会の在り方について
まとめ	<p>令和5年度は、令和4年度の反省を踏まえ、部活動の地域移行に関する協議を加速するべく、名称を「川口市部活動地域移行推進協議会」と変更して協議を行った。全4回の協議会では、部活動の地域移行と同時に「本市の部活動改革」について協議を進めてきた。部活動の3つの適正化について、①「部活動加入生徒数の適正化」では、任意加入制の徹底。②「部活動時間の適正化」では、勤務時間内に部活動を終わられるように教育課程を変更。③「部活動数の適正化」では、継続して議論していくこととなった。しかし、県の方針が不透明なこともあり、肝心の部活動の地域移行に関する協議を深めることができなかった。</p>

全4回の「令和5年度会議内容」については、「川口市教育委員会 指導課 HP (ホームページ)」も参照ください。右のQRコードを読み込むとご覧いただけます。



4 川口市における地域クラブ活動の実施に向けて

(1) 基本理念

理 念

「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」

川口の子供たちが多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる、

川口市のポテンシャルを生かした持続可能な地域クラブ活動へ

(仮称)かわぐち地域クラブ(KCC)の設置

定 義

川口市内を主たる活動場所として、「川口市部活動方針」に基づく活動を行っており、「かわぐち地域クラブ(KCC)」が統括する地域クラブ活動

第1章でも述べたように、学校部活動を取り巻く環境が大きく変化してきている中、学校部活動を地域クラブ活動へ移行することは、現在の子供たちや教職員が抱える課題を解決するだけでなく、地域全体のスポーツ・文化芸術活動の振興につながるものであると考える。

現在、学校部活動に所属している子供たちだけでなく、川口市内に多数ある地域クラブ活動に所属している子供たちや市外の地域クラブ活動や習い事に所属している子供たちも多数見られる。これからは、休日の学校部活動が地域クラブ活動に移行されることで、休日の学校部活動は活動を行わないことになる。学校部活動に所属していた子供たちが、自らの意思で休日の活動として、市内の地域クラブ活動や市外の地域クラブ活動を選択したり、休日は好きな習い事に通ったりするなど、様々な休日の過ごし方が考えられる。川口市には、多くの地域クラブが活動しており、それは川口市のポテンシャルであり、子供たちの活動の受け皿となる。この強みを生かした持続可能な仕組みを考えていくことが必要である。

しかし、これまで学校部活動で活動していた子供たちの中には、自分が取り組みたい活動がないなどの様々な状況や環境から選択の幅が狭まれた子供たちも一定数存在することが予想される。そこで、このような子供たちを含め、専門的に活動したい子供、楽しく活動したい子供などの多様な活動を統括し、支援するのが、「(仮称)かわぐち地域クラブ(KCC)」であると考えられる。

(2) 基本方針

理念をもとに、以下の4つの柱を基本方針として、川口市における地域クラブ活動の実施を目指すこととする。

川口市における地域クラブ活動の実施に係る基本方針（案）

<方針1>

既存の地域クラブや少年団等の「数のポテンシャル」を生かした活動を推進する

- ・ 現在活動している地域クラブや少年団、公民館等で開かれている講座等で指導されている実績ある指導者を活用できるよう各団体等に働きかける。
- ・ 川口市教育委員会が公認した地域クラブ（仮称 KCC）のみが、子供たちの受け皿ではないため、市の公認ではない地域クラブ等についても、受け皿となりえる場合には、子供たちや地域へ広く周知できるようにする。
- ・ 既存の地域クラブや少年団等を把握、統括している団体（協会や連盟）などの任意団体の協力を得て、子供たちの活動主体となるクラブの立ち上げや子供たちを受け入れる団体としての協力要請を行う。

<方針2>

子供が、生涯にわたってスポーツや文化芸術活動に親しむことができる環境を整備する

- ・ 既存の学校部活動の種目に限らず、子供たちの多様なニーズに応じた「多様目」「多志向」「インクルーシブ」な環境を整える。
- ・ 世代を超えた人と人とのつながりが生まれる活動環境を整える。
- ・ 年齢や性別の違い、障害の有無に関わらず、ともに活動できる環境を整える。
- ・ 地元企業等の協賛を募る等、地域クラブ活動の運営費などの諸費用を補助し、子供たちの参加の障害にならないよう配慮に努める。

<方針3>

地域クラブ活動の情報を広く市民に周知する

- ・ 地域説明会（タウンミーティング）の実施や各種団体等の会議に参加し、本基本方針等について広く周知を行う。
- ・ 教育委員会ホームページ等への地域クラブ活動実施に係る関係情報の掲載を通して、本事業に関する市民の理解を求める。

<方針4>

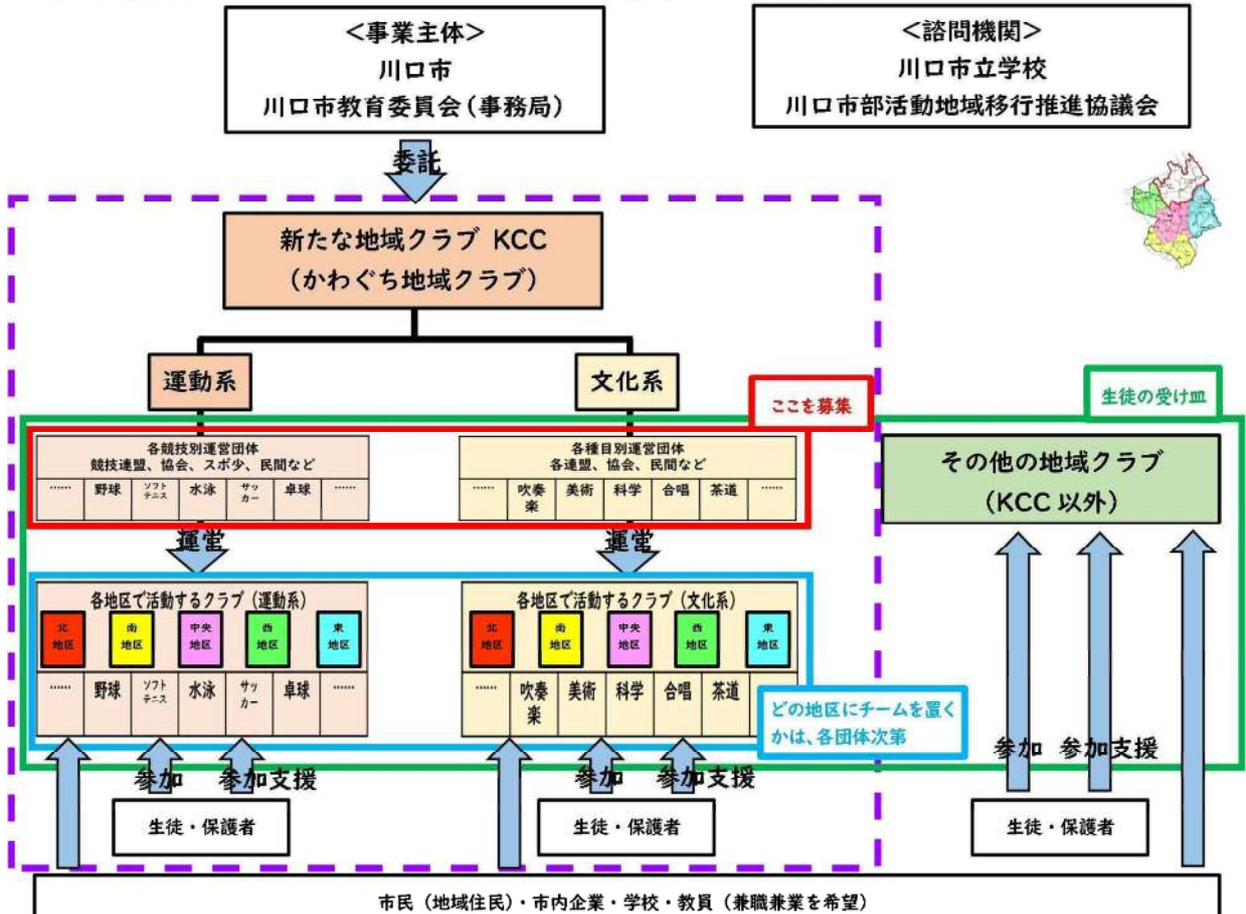
子供・保護者・教職員等、それぞれの思いを反映させた地域クラブ活動とする

- ・ 各種アンケート調査の実施等、意見聴取の機会を適宜設け、各地域や種目ごとに最適な地域クラブ活動とする。

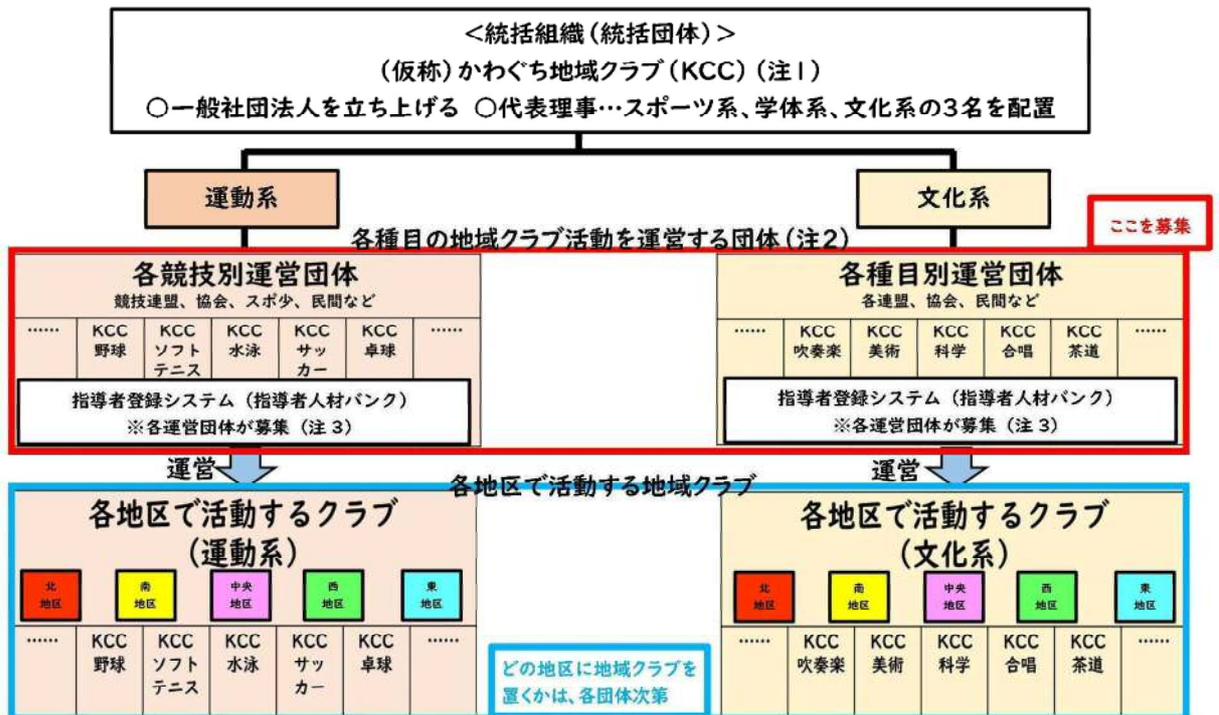
(3) 基本構想イメージ

令和6年9月現在の構想のため、今後の検討状況によって変更の可能性はある。

川口市部活動地域移行～川口市地域クラブの基本構想イメージ(案)～



以下、紫口点線を拡大した図



(注1) 運営団体の募集、確保や管理、学校との連携、協賛企業の募集、かわぐち地域クラブ (KCC) 全体の調整・運営役

(注2) 川口市教育委員会の認定を受け、当該種目の各地域における地域クラブ活動を運営する団体

(注3) 指導者登録システムは、各運営団体の中に設置し、各運営団体が募集する

[各地区の活動イメージ]

<各地区で活動する地域クラブ>

各地区で活動するクラブ (運動系)							各地区で活動するクラブ (文化系)						
.....	KCC 野球	KCC ソフト テニス	KCC 水泳	KCC サッカー	KCC 卓球	KCC 吹奏楽	KCC 美術	KCC 科学	KCC 合唱	KCC 茶道
北 地区	南 地区	中央 地区	西 地区	東 地区			北 地区	南 地区	中央 地区	西 地区	東 地区		
KCC 野球	KCC 野球	KCC 野球	KCC 野球	KCC 野球			KCC 吹奏楽	KCC 吹奏楽	KCC 吹奏楽	KCC 吹奏楽	KCC 吹奏楽	KCC 吹奏楽	KCC 吹奏楽
					KCC 女子野球					KCC 科学			
		KCC 水泳							KCC 美術				
KCC Sテニス	KCC Sテニス		KCC Sテニス	KCC Sテニス			KCC 合唱	KCC 合唱			KCC 合唱	KCC 合唱	KCC 合唱

- どの地区に地域クラブを設置する(置く)かは、各団体次第
- 生徒は基本的には、所属校の地区の地域クラブに加入することを原則とするが、やりたい種目がない場合などは、その限りではない。(移動手段については、保護者が責任をもつこととする。)

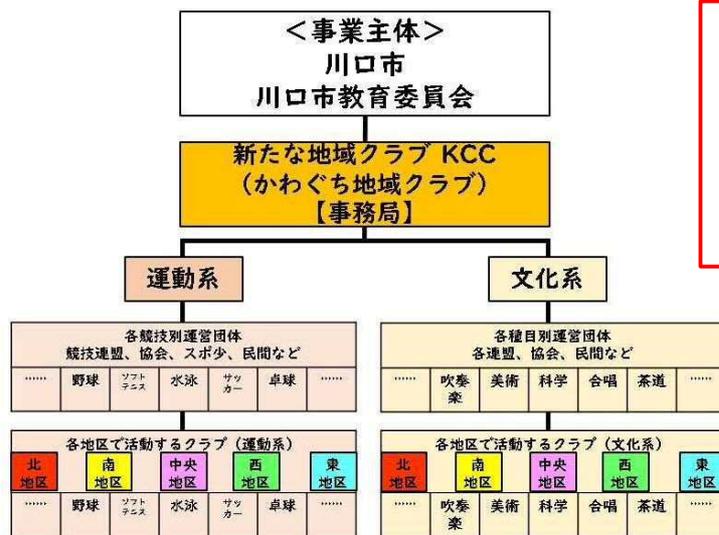
(4) 組織について

子供たちの新たな受け皿として、各地区でのかわぐち地域クラブを運営する団体を統括する組織(団体)として、新たな地域クラブ「かわぐち地域クラブ(KCC)」(統括)を立ち上げることとする。

そして、今後は、「かわぐち地域クラブ(KCC)」(統括)をどこが担うかについて検討する必要がある。現在以下の4つの位置づけ(パターン)が考えられる。

位置づけ①

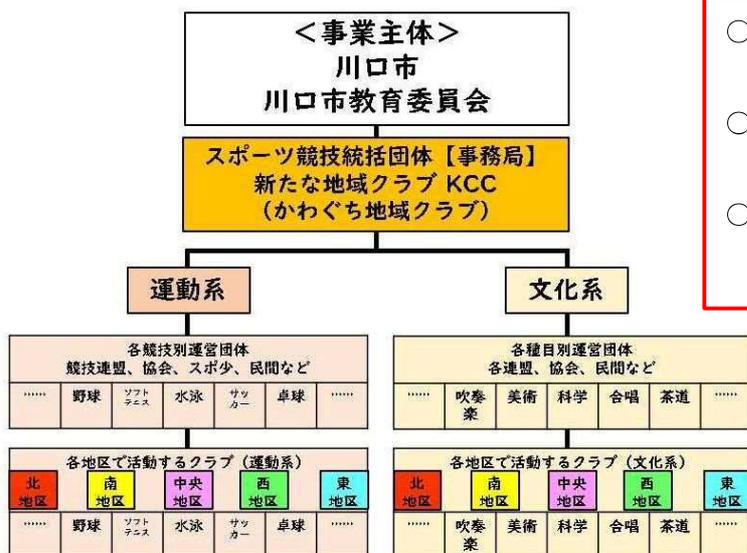
【一般社団法人を立ち上げ、統括組織(KCC)として、かわぐち地域クラブを統括する】



- 一般社団法人を立ち上げる。
- 理事(学校系、スポーツ系、文化系)を配置する。
- コーディネーターを配置する。
- 事務職員を配置する。

位置づけ②

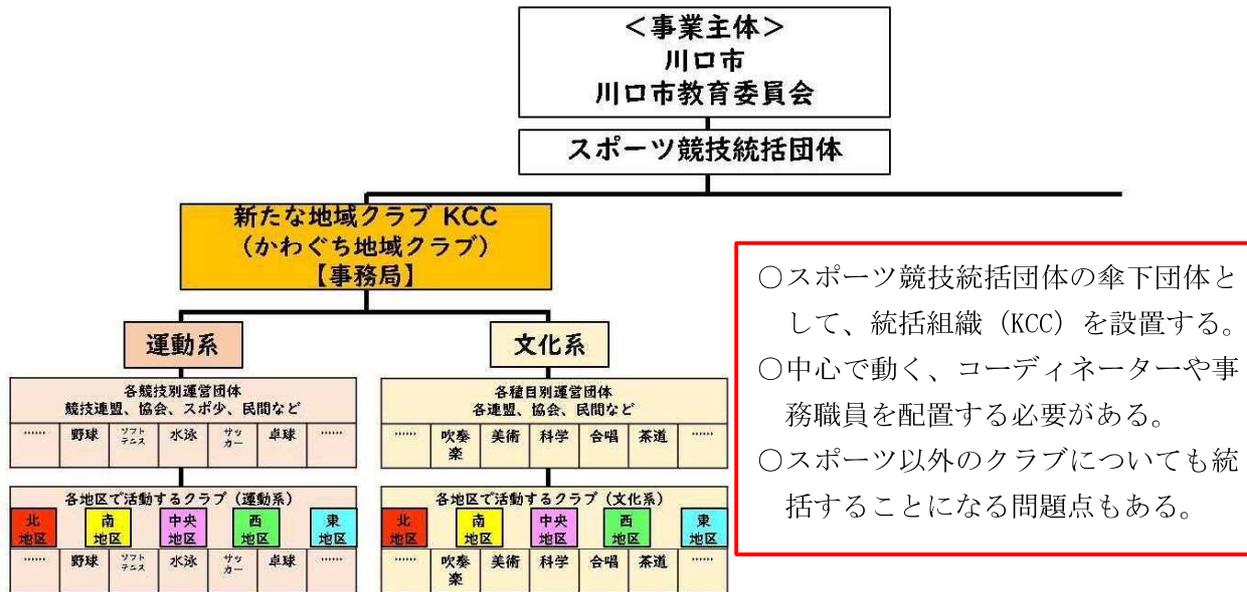
【スポーツ競技統括団体が、統括組織(KCC)を担い、かわぐち地域クラブを統括する】



- スポーツ競技統括団体が統括組織を担う。
- スポーツ競技統括団体の方々が運営を担う。
- 中心で動く、コーディネーターや事務職員を配置する必要がある。

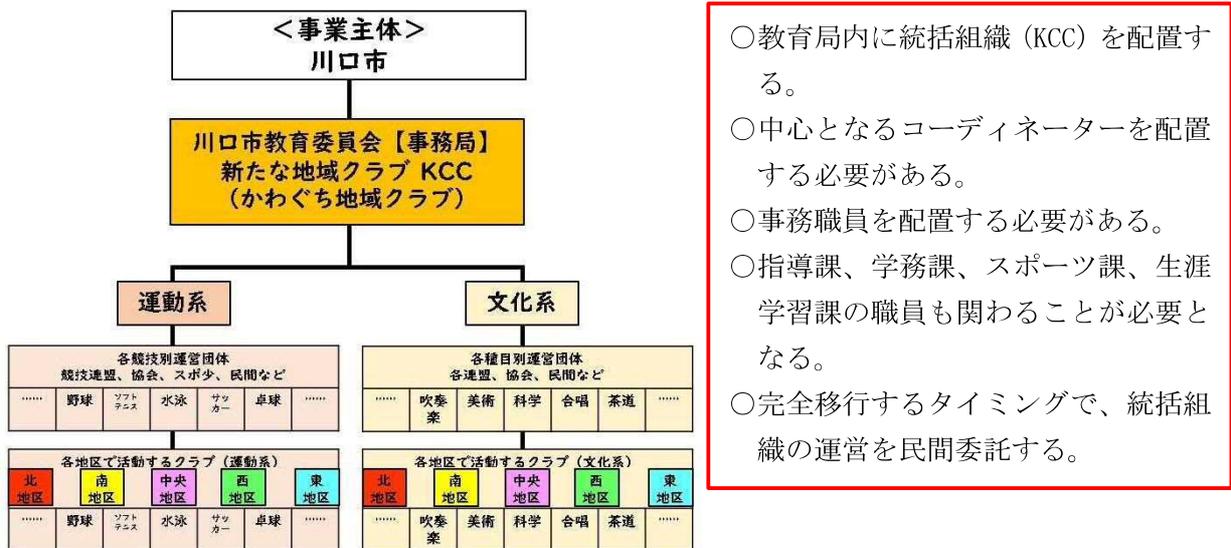
位置づけ③

【スポーツ競技統括団体内に、統括組織（KCC）を新たに配置し、かわぐち地域クラブを統括する】



位置づけ④

【教育局内に統括組織（KCC）を設置し、かわぐち地域クラブを統括する仕組みをつくり、その後民間団体に委託する】



(5) 移行スケジュールについて

休日の学校部活動の地域クラブ活動へ移行する時期として、令和9年9月（2027年9月）を想定している。図1は、移行に向けた大まかなスケジュールと、分野別の行程作業の見通しを示している。

(図1)



< 分野別(すみ分け)の行程作業見通し >



※この他、各学校においては、学校長会等と連携の上、別途、協議・検討し、取組を推進する。

図2は、各学年の子供たちの移行する時期に向けた活動について示している。現在(令和6年現在)の小学校5年生以下の子供たちから、休日の学校部活動が実施されなくなり、その影響が出てくる。そのことを踏まえると、該当する学年以下の子供たちや保護者、各学校、市民・地域に対して周知するタイミングは、令和7年9月が想定される。

(図2)



(6) 文化芸術系部活動の地域移行に向けた検討方針

「文化芸術系部活動の地域移行については、運動系部活動とは切り離して検討する。」

【課題】

①受け皿団体の確保

分野によっては中高生の教育を担う地域団体等がほとんど存在しないため、相当数の受け皿団体の登場を促す必要がある。

②必要な「モノ（物）・バシヨ（場所）」の確保について

必要な「モノ・バシヨ」の調達コストが高い。そのため、学校と極めて密接な関係で発展してきた種目もある。

➡例えば、吹奏楽部では個人による購入と保管に馴染まない楽器（大型楽器、打楽器など）を調達し保管する必要がある。今までは学校の教育活動の一環として学校の予算等で購入していた。ただし、すべて受益者負担で賄える団体は限られており、練習場所と保管場所が離れている場合、1回の練習で万単位の運送費が必要となる。

③平日と休日の活動の関連（リンク）について

運動系部活動以上に休日移行後の活動内容や方法について、役割分担を整理し、平日の活動と休日の活動を関連（リンク）させていく必要がある。

➡例えば、吹奏楽部や合唱部等では、平日と休日の活動を関連（リンク）させないと、演奏会やコンクール等の準備がより難しくなることが想定される。

5 今後の取組

(1) 実態調査（アンケート調査）について

部活動地域移行アンケートについて（推進協議会用資料）

<地域クラブ活動とは>

地域クラブ活動は、学校の教育活動外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置づけられるものである。

<理念>

「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」
川口の子供たちが多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる、
川口市のポテンシャルを生かした持続可能な地域クラブ活動へ

<実態調査の目的>

川口市の理念に基づき、子供・保護者・教職員等の思いを反映させた地域クラブ活動とするために、実態や考えを明らかにする。

<対象者別の目的>

○子供（中学生）

- ・中学生がどのような地域クラブ活動を求めているかを明らかにする。

（今回は、中学生のみを対象とする）

○保護者（中学生）

- ・子供を地域クラブ活動に参加させるにあたっての条件を明らかにする。また、保護者自身が地域クラブの指導者となりうるかについても調査する。

○教職員等

- ・教職員の部活動への思いと、地域クラブ活動への指導者となりうるかを明らかにする。

<実態調査の実施に向けたスケジュール>

- ・ 9月 26日（木） 市立学校長会議にて全校に周知
- ・ 9月 30日（月） 各学校、生徒、保護者、教職員に向けて通知を送付
（アンケートをQRコードにして実施）
- ・ 10月 1日（火）～11月15日（金） アンケート回答期間
- ・ 11月18日（月） 以降にアンケート集計
- ・ 12月25日（水） 部活動地域移行推進協議会にてアンケート結果の公表

(2) モデル事業について

①令和6年度

実施時期について	令和7年1月～令和7年3月
実施モデル数について	5つのモデル事業を検討中
実施モデルの概要について	①既存の地域クラブと連盟（協会）が連携・協力したモデル事業 ②新たな地域クラブを連盟（協会）や少年団が立ち上げて実施するモデル事業 ③新たな地域文化クラブを市の施設が立ち上げて実施するモデル事業 ④民間団体が実施するモデル事業
モデル事業実施に係る補助金の交付について	補助金の交付ができるよう検討
実施報告について	○1月～3月の3ヶ月間実施し、検証項目に照らし、成果と課題についてまとめる。 ○まとめ方については、検討中。

②令和7年度計画

実施時期について	令和7年4月～令和7年12月（予定） ※詳しい実施時期については、モデル事業実施団体と協議して決定する。 ※令和6年度のモデル事業実施の成果と課題を整理し、モデル事業数の拡大を踏まえた実施を想定しているが、実施時期については、団体と協議して決定する。
実施モデル数について	拡大予定
実施モデルの概要について	○令和6年度のモデル事業の継続または、①～④のタイプで他団体（新規）のモデル事業
モデル事業実施に係る補助金の交付について	補助金の交付ができるよう検討
実施報告について	○4月～12月の9ヶ月間（予定）実施し、検証項目に照らし、成果と課題についてまとめる。 ○まとめ方については、検討中。 ○地域ミーティング等の報告も検討する。

6 令和6年度川口市部活動地域移行推進協議会委員

	所属	職名	氏名
委員長	川口市教育局	副教育長	大内 昌弘
副委員長	川口市教育局	学校教育部長	丸山 陽一
委員	川口市PTA連合会	会長	小野 智幸
委員	川口市スポーツ協会	会長	安達 善一
委員	川口市スポーツ協会	副会長	長谷川 久雄
委員	川口市スポーツ協会	事務局長	伊藤 雅章
委員	埼玉県スポーツ協会	理事	須田 邦明
委員	川口市レクリエーション協会	会長	渡邊 謙
委員	川口市スポーツ推進委員協議会	会長	平林 仁
委員	川口市民音楽協会	会長	山本 哲雄
委員	川口市スポーツ少年団	本部長	田中 一光
委員	川口市スポーツ少年団	副本部長	中野 亨
委員	川口市スポーツ少年団	指導者育成部長	大澤 静香
委員	川口市立本町小学校	校長	高宮 明洋
委員	川口市立柳崎小学校	校長	川端 浩司
委員	川口市立神根中学校	校長	松村 一人
委員	川口市立里中学校	校長	小野 毅
委員	川口市立岸川中学校	校長	三浦 伸之
委員	川口市立北中学校	校長	岡安 孝文
委員	川口市立十二月田中学校	教諭	大野 堯之
委員	川口市教育局教育総務部	次長兼スポーツ課長	太田 晃
委員	川口市教育局教育総務部	次長兼生涯学習課長	矢吹 浩幸
委員	川口市教育局学校教育部	次長兼庶務課長	青木 真吾
委員	川口市教育局学校教育部	次長兼学務課長	寺田 和成
委員	川口市教育局学校教育部	次長兼指導課長	池田 光伸
委員	川口市教育局学校教育部学務課	主幹	岩井 正明
委員	川口市教育局学校教育部指導課	主幹兼指導係長	小川 敏明

部活動地域移行「令和6年度モデル事業」について

1 目的

休日の部活動の段階的な地域移行の推進に関するモデル事業を実施し、地域人材の確保や費用負担の在り方、運営団体の確保など様々な課題に総合的に取り組むため。

2 実施期間

令和7年1月～3月

3 実施団体（5団体）

No	団体名	種目	主な活動場所
1	川口ガールズ	女子軟式野球	前田西野球場
2	プロアスリートエニシマス川口 (FCアルコイリス)	サッカー	新郷スポーツセンター
3	川口アスリートクラブ	陸上競技	青木町公園陸上競技場
4	スポーツ・サンクチュアリ・川口	ニュースポーツ	北中・在家中・神根中
5	新郷コミュニティオーケストラ	弦楽器等	新郷公民館

4 対象

市立中学校に在籍する生徒（1～3学年）

5 募集

12月中に参加生徒を募集

【部活動地域移行】令和6年度モデル事業について

【実施団体】

団体名	種目	主な活動場所
川口ガールズ	女子軟式野球	前田西野球場
プロアスリートエニシアス川口 (FCアルコイリス)	サッカー	新郷スポーツセンター
川口アスリートクラブ	陸上競技	青木町公園陸上競技場
スポーツ・サンクチュアリ・川口	ニュースポーツ	北中・在家中・神根中
新郷コミュニティオーケストラ	弦楽器等	新郷公民館

計5団体

【実施スケジュール】

R6		R7			
10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施団体公募 10/4~31	実施団体 選考・決定	参加生徒募集 (12月) ※学校あて通知 から応募	モデル事業実施(休日) ※応募生徒参加 (参加費無料、実施団体が保険加入)		

川口市部活動地域移行モデル事業 実施要綱

(事業の目的)

第1条 本市における地域人材の確保や費用負担の在り方、運営団体の確保などの課題に総合的に取り組むことを目的とした休日等の部活動の段階的な地域移行の推進を図るため、川口市部活動地域移行モデル事業（以下「モデル事業」という。）を実施する。

(実施期間)

第2条 令和7年1月から同年3月まで（次年度以降も拡大して実施予定）とする。

(実施主体)

第3条 モデル事業の実施主体は、川口市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が選定した団体又は個人（以下「実施団体等」とする）とする。

(応募資格)

第4条 モデル事業に応募できる者は、別に定める。

(対象者)

第5条 モデル事業における地域クラブ活動（スポーツ庁及び文化庁策定の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに定める地域クラブ活動のうち地域の運営団体・実施主体によるものをいう。以下同じ。）の対象者は、市立中学校に在籍する生徒とし、教育委員会が募集を行うものとする。

(保護者が負担する費用)

第6条 活動に際し保護者が負担する費用については、生徒に係る保険代及び交通費とする。

(事業内容等)

第7条 事業内容は、次のとおりとする。

(1) 地域クラブ活動の指導

実施団体等は、地域クラブ活動の指導業務に従事する指導者を確保し、実施の都度指導者を派遣することにより、教育委員会の募集に応じた生徒に対し、地域クラブ活動の指導（以下「指導」という。）を行う。

(2) 地域クラブ活動の実施に向けた準備

地域クラブ活動実施に向けた会議、協議等（研修会やシンポジウム参加を含む。以下「会議等」という。）を行う。

(3) 指導の内容

指導は、生徒の自主的、自発的な参加により、スポーツ又は文化芸術活動に親しむことを目的として、次の活動を行うものとする。

ア スポーツ教室等

イ 文化芸術活動に関する教室等

(4) 実施日時

指導は、原則として土・日曜日の9時から17時までの間に、1回あたり3時間程度実施するものとし、会議等は、実施団体等が定めるものとする。

(5) 実施回数

実施期間に、指導と会議等を合わせて4回以上（指導は、原則2回以上）実施するものとする。

(6) 実施場所

指導は原則として市内の施設を使用するものとし、会議等はその限りでない。

2 緊急対応等は、次のとおりとする。

(1) 活動中の事故等の緊急時に対応するため、実施団体等は、あらかじめ対応マニュアル及び連絡体制を整備し、保護者へ提示するものとする。

(2) モデル事業に係る保険は、実施団体等が加入するものとする。

3 遵守事項は、次のとおりとする。

(1) 実施団体等は、本事業の履行にあたり、次のガイドラインを遵守するものとする。

ア スポーツ庁及び文化庁策定の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

イ 埼玉県の学校部活動の在り方に関する方針

ウ 川口市部活動方針

(2) 実施団体等は、本業務上知りえた行政及び個人情報に係る事項を、教育委員会の承諾なしに利用し、又は第三者に漏らしてはならないものとする。

(3) モデル事業の実施後、生徒・保護者・実施団体等を行うアンケート調査に協力するものとする。

(実施団体等の公募等)

第8条 教育委員会は、実施団体等を公募し、審査基準に基づく書類審査及びヒアリング審査のうえ、予算の範囲内で選定する。

2 審査の結果は、実施団体等を選定次第、全ての応募者に対して通知する。

3 実施団体等の公募方法及び審査基準は、別に定める。

(公募枠等)

第9条 公募枠及び事業規模は、次のとおりとする。

(1) 公募枠 5事業程度

(2) 事業規模 予定総額50万円程度

ただし、モデル事業について予算の減額又は削除があった場合は、この限りではない。

(補助金交付申請手続等)

第10条 市長が別に定めるところにより、実施団体等に対し、予算の範囲内で補助するものとする。

(スケジュール)

第11条 モデル事業のスケジュールは、次のとおりとする。

応募書類の提出期限	令和6年10月31日(木)午後5時必着
審査・実施団体等の決定	令和6年12月
補助金交付申請手続	令和6年12月以降
補助金交付決定通知	令和6年12月以降
実績報告等期限	令和7年4月7日(月)午後5時必着
アンケート調査	令和7年4月
成果、課題の分析等	令和7年4月

(庶務)

第12条 モデル事業の庶務は、学校教育部指導課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

川口市部活動地域移行モデル事業選定基準

(趣旨)

第1条 川口市部活動地域移行モデル事業を選定するにあたり、「川口市部活動地域移行モデル事業実施要綱」第8条に基づき、審査基準等を定めるものとする。

(審査基準)

第2条 教育委員会は、書類審査及びヒアリング審査のうえ、予算の範囲内で実施団体等を選定することとし、審査基準は次のとおりとする。

	評価項目	評価の視点
1	応募団体等の状況	・事業の目的を達成するために必要な人員・組織体制が整っているか。
2	活動実績	・本事業と同種又は類似の活動実績があり、有益な実績を有しているか。
3	事業内容全般	・本事業の趣旨や目的を十分理解した提案となっているか。
4	活動の実施体制	・各活動において安全に活動できる人員の確保ができるか。 ・緊急時の対応を含め、生徒・保護者と地域クラブの連絡体制が適切に整備されているか。 ・指導者の指導方法を把握し、改善すべき点があった場合の対応策があるか。
5	経費、その他	・本事業についての経費が適切に提示されているか。 ・事業が本市に及ぼす効果として大きなものが期待できるか。 ・事業の手法等において他団体の取組モデルとなり得るか。 ・様々な活動に広がる可能性を持っているか。 ・同様の事業について、他自治体等による補助金等を受けているか。

(川口市部活動地域移行モデル事業選定委員会による審査)

第3条 選定にあたっては、第2条の規定に関わらず、書類審査及びヒアリング審査に加えて川口市部活動地域移行モデル事業選定委員会の結果を加味し、総合的に審査するものとする。

(審査の方法)

第4条 審査の方法については下記のとおりとする。

- 1 書類審査及びヒアリング審査は、教育局の担当職員3名が行う。
- 2 書類審査については、第2条及び別表1に示される評価の視点に基づき、評価項目ごとに1項目3点満点、合計15点満点で審査を行う。また、審査には様式1を用いるものとする。
- 3 ヒアリング審査については、別表2に示される評価の視点に基づき、評価項目ごとに1項目3点満点、合計15点満点で審査を行う。また、審査には様式1を用いるものとする。
- 4 川口市部活動地域移行モデル事業選定委員会による審査については、委員1名ごとの持ち点を5点とし、応募団体の中から5団体に1点ずつ点数を与え、その合計を各団体の点数とする。
- 5 モデル事業選定にあたっては、書類審査及びヒアリング審査の合計点と、川口市部活動地域移

行モデル事業選定委員会の審査による合計点を加えたものを各団体の総得点とし、上位から順に募集団体数を満たすまで採択する。また、審査には様式2を用いるものとする。

6 団体の総得点が同点となった場合、川口市部活動地域移行モデル事業選定委員による決選投票を行う。

(審査の結果)

第5条 実施団体等を選定次第、全ての応募団体等に対して通知する。

(委任)

第6条 選定にあたっては、この基準に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この基準は、令和 6年 9月 30日から施行する。

(別表1) 書類審査

	評価項目	評価の視点
1	応募団体等の状況	・事業の目的を達成するために必要な人員・組織体制が整っているか。
2	活動実績	・本事業と同種又は類似の活動実績があり、有益な実績を有しているか。
3	事業内容全般	・本事業の趣旨や目的を十分理解した提案となっているか。
4	活動の実施体制	・各活動において安全に活動できる人員の確保ができるか。 ・緊急時の対応を含め、生徒・保護者と地域クラブの連絡体制が適切に整備されているか。 ・指導者の指導方法を把握し、改善すべき点があった場合の対応策があるか。
5	経費、その他	・本事業についての経費が適切に提示されているか。 ・事業が本市に及ぼす効果として大きなものが期待できるか。 ・事業の手法等において他団体の取組モデルとなり得るか。 ・様々な活動に広がる可能性を持っているか。 ・同様の事業について、他自治体等による補助金等を受けているか。

(別表2) ヒアリング審査

	評価項目	評価の視点
1	団体の説明	・活動実績があり、信頼できる団体であるか。 ・活動方針が中学生の健全育成という観点に合っているか。 ・活動場所が確保されているか。 ・指導者は複数いるか。資格等を所有しているか。
2	今回モデル事業に応募した理由	・理由が地域の子どもたちのためにとということが明確であるか。 ・応募理由が今回のモデル事業の趣旨に沿っているか。 ・<新規> 地域クラブを立ち上げた理由。 ・<既存> すでに活動している中で今回申し込んだ理由。
3	モデル事業実施の計画・予算	・事業実施計画が今回のモデル事業の趣旨に沿っているか。 ・今回の事業内容についてどのような活動をするのか。 ・補助対象経費一覧に沿った内容となっているか。
4	生徒の受け入れに対する条件	・受け入れ人数は何人までか。 ・事前に用意するものは何か。 ・応募地区の限定はあるか。
5	その他	・今後川口市の受け皿となりうるか。 ・令和7年度のモデル事業の実施可能性はあるか。 ・担当者は中学生を指導するのにふさわしい人物か。 ・連絡体制について。 ・生徒の活動場所までの移動について。 ・個人情報の取り扱いについて。 ・保護者の見学について。

(様式1)

令和 年度 川口市部活動地域移行モデル事業 評価表

対応者氏名 () () ()

番号 _____

候補団体名 _____

競技・分野 _____

	観点	得点	備考
提出資料	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
ヒアリング	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
総合所見			